

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準設定の基本的な考え方
及び総量規制基準案の概要について

1 総量規制基準による規制について

(1) 適用対象

指定地域内の特定事業場^(注)のうち、日平均排出量が50m³以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）。

(注) 特定事業場：水質汚濁防止法に定める特定施設を有する事業場

(2) 国が示した第8次総量規制基準の設定方法

総量規制基準は、個々の指定地域内事業場ごとに排出水の汚濁負荷量の許容限度として知事が定めるものであり、COD、窒素含有量（以下「窒素」という。）、りん含有量（以下「りん」という。）について、以下の算式により定められる。

指定地域内事業場に複数の業種等が存在する場合の総量規制基準は、業種等ごとに算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

$$\begin{array}{ll} \text{COD} & L_c = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\ \text{窒素} & L_n = (C_{no} \times Q_{no} + C_{ni} \times Q_{ni}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\ \text{りん} & L_p = (C_{po} \times Q_{po} + C_{pi} \times Q_{pi}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \end{array}$$

Q：下表の時期区分別の特定排水^(注)の水量（単位：m³/日）

C：知事が下表の時期区分別水量ごと、環境大臣が定める総量規制基準に係る業種その他の区分（以下「業種等区分」という。）ごとに定める係数（濃度値、単位：mg/L）であり「C値」という。C値は、環境大臣が定める範囲（以下「C値範囲」という。）で定めることとされている。

(注) 特定排水：排水のうち、専ら冷却用、減圧用等、汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。

時期区分別水量	COD	窒素	りん
S55.6.30以前の水量	Q _{co} (C _{co})		
S55.7.1～H3.6.30に増加した水量	Q _{ci} (C _{ci})	Q _{no} (C _{no})	Q _{po} (C _{po})
H3.7.1～H14.9.30に増加した水量	Q _{cj} (C _{cj})		
H14.10.1以降に増加した水量		Q _{ni} (C _{ni})	Q _{pi} (C _{pi})

(注) () は、時期区分別水量ごとに定めるC値を示す。

なお、指定地域内事業場のうち、S55.6.30以前の水量のみの事業場等に係るCOD、H14.9.30以前の水量のみの事業場等に係る窒素またはりんの総量規制基準については、上述の算定式に替え、時期区分を考慮しない算定式により算出することとされている。

2 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準設定方法の基本的な考え方

第8次総量規制における基準の設定は、以下に示す基本的な考え方により、環境省により告示された「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」において設定する。

(1) 時期区分について

国が時期区分を変更していないことから、本県も同様に7次の時期区分を踏襲する。

(2) 業種等の区分について

7次において、国は業種を215に区分している。県はこれを水量等により更に区分し、CODは272、窒素は323、りんは306に区分している。

国が業種等区分を変更していないことから、本県も同様に7次の業種等区分を踏襲する。ただし、見直しの結果、水量等による区分が不要となった業種については水量等による区分を廃止する。

(3) C値について

ア これまでのC値の設定状況

公共用水域の水質環境や事業場の排水水質の実態等を考慮して各業種を分類し、C値を次のとおり設定している。

・排水水質の実態が上限値を上回っている業種	上限値
・排水水質の実態が概ねC値範囲内にある業種	C値範囲内
・排水水質の実態が下限値を下回っている業種 ・本県に存在しない業種	下限値

C値は業種等区分ごと、時期区分別（以下「C₀等の区分」という。）ごとに設定している（7次のC₀等の区分数はCODが816、窒素が646、りんが612）。

イ C値見直しの考え方

「第8次水質総量削減の在り方について（中央環境審議会答申）」において、「指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、7次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた。こうした実績を踏まえ、最新処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要がある」とされた。

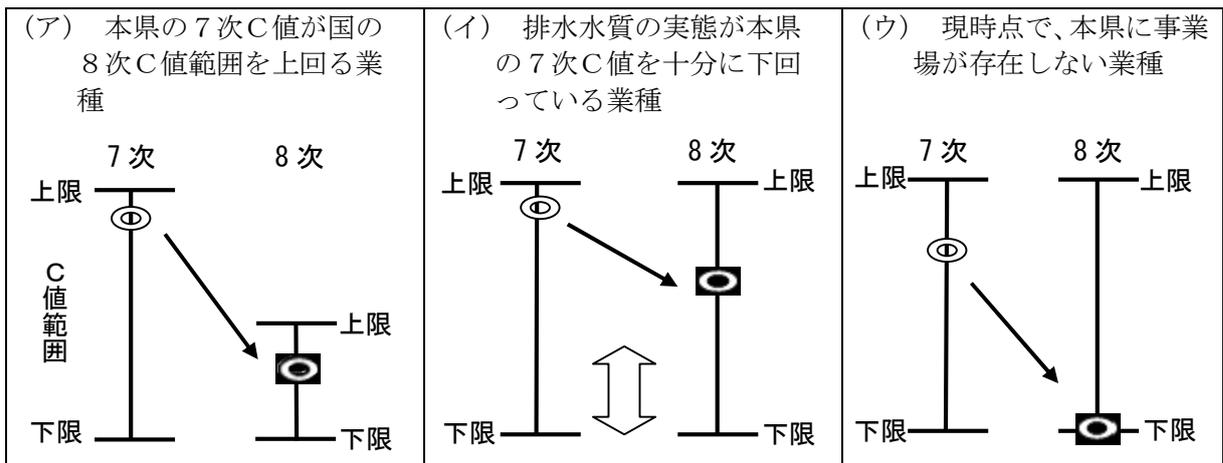
こうした状況を踏まえ、本県の7次C値が国の8次C値範囲の下限値に設定されていないC₀等の区分を対象に、国の総量規制基準見直しの考え方を参考にしつつ、県内の指定地域内事業場の実態も考慮の上、必要なC₀等の区分について基準値引き下げの見直しを検討する。

表1 見直し検討対象の業種等区分数

項目	業種等区分数 総数	下限値に設定済み 業種等区分数	見直し検討対象業 種等区分数
COD	215	181	34
窒素	215	104	111
りん	215	92	123
項目	C _o 等の区分数 総数	下限値に設定済み C _o 等の区分数	見直し検討対象 C _o 等の区分数
COD	816	741	75
窒素	646	372	274
りん	612	294	318

具体的な検討は、以下の(ア)～(ウ)の考え方により行う。

本県のC値見直しの考え方のイメージ図



(注) ◎: 本県の7次C値 (現行C値)

◐: 本県の8次C値 (見直し後のC値)

I: 国のC値範囲

⇕: 排水水質の実態

(ア) 本県の7次C値が国の8次C値範囲を上回る業種

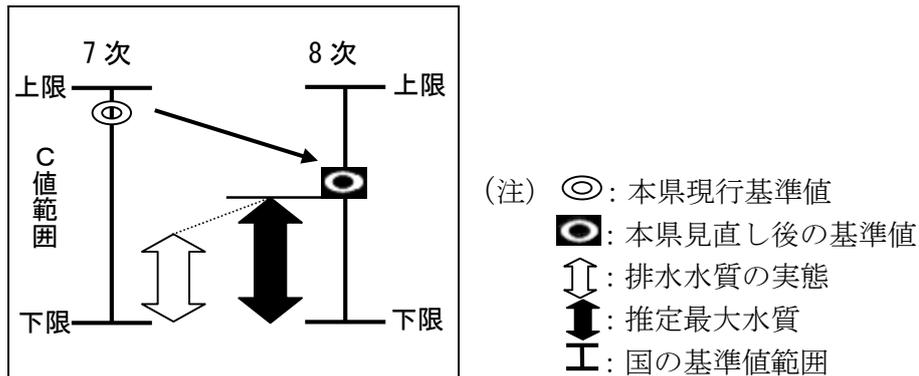
本県の8次C値は、国の8次C値範囲内で設定する必要がある。このため、本県の7次C値が国の8次C値範囲を上回る業種については、排水水質の実態(平成26年度の実績値)を踏まえつつ、国の8次C値範囲内となるようC値の見直しを行う。

(イ) 排水水質の実態が本県の7次C値を十分に下回っている業種

本県の7次C値が国の8次C値範囲内の業種のうち、排水水質の実態（平成26年度の実績値）が本県の7次C値を十分に下回っている業種については、国によるC値範囲の見直しの如何に関わらず、水質を悪化させない観点から排水水質の実態を踏まえC値の見直しを検討する。

具体的には、以下の考え方によりC値の見直しを検討する。

見直しC値設定の考え方（案）のイメージ図



実測水質は通常稼働時の状況を示していると考えられる。通常稼働を最大稼働時の7割の水質と仮定し、実測水質を0.7で除することで推定最大水質を算出し、端数を設定最低単位（COD、窒素：5mg/L、りん：0.5mg/L）に切り上げた値にC値を引き下げる。

(ウ) 現時点で、本県に事業場が存在しない業種

今後設置等される施設について最新技術の導入により汚濁負荷量の増加を最小限にするよう、これまでの本県の考え方を踏襲し、原則として、国の8次C値範囲の下限値となるよう、C値の見直しを検討する。

3 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係るC値見直し検討の結果

表1の「見直し検討対象業種等区分数」、「見直し検討対象C_o等区分数」に該当するC値について、2(3)イの(ア)～(ウ)の考え方に沿って見直しの検討を行った。

その結果、C値の見直しが必要な区分数は、表2の「見直し業種等区分数」、「見直しC_o等の区分数」のとおりとなった。

表2 C値見直し検討対象の業種等区分数

項目	業種等区分数 総数	下限値に設定済 み業種等区分数	見直し検討対象 業種等区分数	見直し業種等 区分数
COD	215	181	34	10
窒素	215	104	111	27
りん	215	92	123	40
項目	C _o 等の区分 数総数	下限値に設定済 みC _o 等の区分数	見直し検討対象 C _o 等の区分数	見直しC _o 等の 区分数
COD	816	741	75	17
窒素	646	372	274	38
りん	612	294	318	61

「見直し業種等区分数」、「見直しC_o等の区分数」に該当する具体の業種等区分、見直し後のC値は別表1から別表3のとおりである。

CODに係る8次C値案(見直し分の抜粋)

白字		見直し8次C値(案)		黒字				国によるC値の幅の見直し			
整理番号	業種その他の区分(及びその区分)	Cc等の区分	第8次におけるC値の幅		愛知県7次C値	愛知県8次C値(案)					
			東京湾・伊勢湾・大阪湾								
			下限	上限							
12	冷凍水産物製造業	イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cco	30	50	40	40			
				Cci	30	40	40	30			
				Ccj	20	30	30	30			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cco	50	100	70	50	水量区分を廃止		
				Cci	50	70	50	50			
				Ccj	50	70	50	50			
	イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cco	50	100	80	50				
			Cci	50	70	50	50				
			Ccj	50	70	50	50				
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)			Cco	20	30	30	20			
				Cci	20	30	30	20			
				Ccj	20	30	30	20			
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	備考(ア)	有機ゴム薬品製造工程にあつては	Cco	150	160	160	150			
				Cci	150	160	160	150			
				Ccj	150	160	160	150			
165	生コンクリート製造業			Cco	10	15	15	10			
				Cci	10	15	10	10			
				Ccj	10	15	10	10			
194	鋳鋼製造業			Cco	10	20	15	10			
				Cci	10	20	10	10			
				Ccj	10	20	10	10			
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)			Cco	10	20	15	10			
				Cci	10	20	10	10			
				Ccj	10	20	10	10			
203	一般機械器具製造業	備考	電気めっき工程又は塗装工程にあつては	Cco	10	30	20	20			
				Cci	10	20	20	20			
				Ccj	10	20	20	15			
207	精密機械器具製造業	備考	電気めっき工程又は塗装工程にあつては	Cco	10	25	20	15			
				Cci	10	15	15	15			
				Ccj	10	15	15	15			
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	ア	(日平均排水量が3,000m ³ 以上のものに限る。)	Cco	40	50	40	40	水量区分を廃止		
				Cci	30	50	30	30			
				Ccj	20	40	20	20			
				アの備考	昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては	Cco	40	50		40	40
						Cci	40	50		40	40
						Ccj	20	30		20	20
		イ	(日平均排水量が3,000m ³ 未満のものに限る。)	Cco	40	50	50	40			
				Cci	30	50	30	30			
				Ccj	20	40	20	20			
				イの備考	昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては	Cco	40	50		50	40
						Cci	40	50		40	40
						Ccj	20	30		30	20
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)			Cco	40	50	40	40			
				Cci	30	50	30	30			
				Ccj	20	40	20	20			
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	備考	昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては	Cco	40	50	40	40			
				Cci	40	50	40	40			
				Ccj	20	30	30	20			

窒素含有量に係る8次C値案(見直し分の抜粋)

整理番号	見直し8次C値(案)		Cc等の区分	第8次におけるC値の幅		愛知県7次C値	愛知県8次C値(案)							
	白字	黒字		東京湾・伊勢湾・大阪湾										
				下限	上限									
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cno	15	30	20	20	水量区分を廃止	29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	20	
		Cni	10	15	10	10	Cni	10						
		イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cno	15	30	25	20	水量区分を廃止			Cno	15	
		Cni	10	15	10	10	Cni	10						
30	植物油脂製造業	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cno	10	20	15	10	水量区分を廃止			Cno	15	
				Cni	10	15	10	10				Cni	10	
32	食用油脂加工业	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cno	15	25	15	15	水量区分を廃止		32	食用油脂加工业	Cno	15
		Cni	10	15	10	10	Cni	10						
		イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cno	15	25	20	15	水量区分を廃止				Cno	10
		Cni	10	15	15	10	Cni	10						
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの			Cno	20	30	20	20	水量区分を廃止			Cno	10	
				Cni	10	15	15	10				Cni	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	備考	織織物捺染工程にあつては	Cno	60	80	80	80	水量区分を廃止			Cno	20	
				Cni	10	55	55	50				Cni	10	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cno	20	30	20	20	水量区分を廃止		60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	Cno	20
		Cni	10	20	15	10	Cni	10						
		イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cno	20	30	25	20	水量区分を廃止				Cno	20
		Cni	10	20	20	10	Cni	10						
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cno	10	20	20	10	水量区分を廃止		62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	Cno	10
		Cni	10	15	10	10	Cni	10						
		イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cno	10	20	20	10	水量区分を廃止				Cno	10
		Cni	10	15	15	10	Cni	10						
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。))に係るもの			Cno	10	15	15	10	水量区分を廃止			Cno	10	
				Cni	10	15	10	10				Cni	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)			Cno	10	15	15	10	水量区分を廃止			Cno	10	
				Cni	10	15	10	10				Cni	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの			Cno	10	15	15	10	水量区分を廃止			Cno	10	
				Cni	10	15	10	10				Cni	10	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cno	20	30	25	25	水量区分を廃止			Cno	25	
		Cni	10	25	20	15	Cni	15						
		イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cno	20	30	30	25	水量区分を廃止				Cno	25
		Cni	10	25	25	25	Cni	25						
101	製版業	イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cno	20	30	30	20	水量区分を廃止			Cno	20	
				Cni	10	20	20	20				Cni	20	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)			Cno	20	50	50	35	水量区分を廃止			Cno	35	
				Cni	10	40	40	35				Cni	35	
117	発酵工業			Cno	15	30	30	20	水量区分を廃止			Cno	20	
				Cni	10	20	20	20				Cni	20	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	30	100	60	60	水量区分を廃止			Cno	60	
				Cni	10	50	45	35				Cni	35	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	備考(ア)	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	20	85	80	75	水量区分を廃止			Cno	75	
				Cni	15	35	35	35				Cni	35	
		備考(エ)	化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。))にあつては	Cno	15	55	170	55	水量区分を廃止				Cno	55
				Cni	10	15	35	15					Cni	15
131	医薬品原薬・製剤製造業			Cno	15	40	20	20	水量区分を廃止			Cno	20	
				Cni	10	15	15	10				Cni	10	

窒素含有量に係る8次C値案(見直し分の抜粋)

整理番号	白字		見直し8次C値(案)		Cc等の区分	第8次におけるC値の幅		愛知県7次C値	愛知県8次C値(案)
	黒字		国によるC値の幅の見直し			東京湾・伊勢湾・大阪湾			
			下限	上限					
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cno	15	40	20	20	
				Cni	10	15	15	10	
157	板ガラス加工业			Cno	10	15	15	10	
				Cni	10	15	15	10	
165	生コンクリート製造業			Cno	10	15	15	10	
				Cni	10	15	10	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業			Cno	10	20	20	20	
				Cni	10	15	15	10	
203	一般機械器具製造業	イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cno	20	35	35	35	
				Cni	10	20	20	15	
204	電子回路製造業	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cno	15	30	15	15	
				Cni	10	20	10	10	
		イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cno	15	30	25	15	
				Cni	10	20	20	10	
207	精密機械器具製造業	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cno	10	15	15	15	
				Cni	10	15	10	10	
		イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cno	10	15	15	15	
				Cni	10	15	15	10	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)			Cno	20	40	60	40	
				Cni	10	30	30	30	
228	と畜場	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cno	25	60	25	25	
				Cni	15	25	20	15	
230	地方卸売市場			Cno	20	30	25	25	
				Cni	15	25	20	15	

204	電子回路製造業	Cno	15
		Cni	10
207	精密機械器具製造業	Cno	15
		Cni	10

水量区分を廃止

りん含有量に係る8次C値案(見直し分の抜粋)

整理番号	業種その他の区分(及びその区分)		C _p 等の区分	第8次におけるC値の幅		愛知県7次C値	愛知県8次C値(案)
				東京湾・伊勢湾・大阪湾			
				下限	上限		
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C _{po}	4	16	8	8
			C _{pi}	1	6	6	4
11	水産練製品製造業	イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C _{po}	3	4.5	6	4
			C _{pi}	1	3.5	3.5	3.5
21	食酢製造業		C _{po}	3	4	3	3
			C _{pi}	1.5	2.5	2	1.5
22	砂糖精製業	ア (日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	C _{po}	1.5	3.5	3.5	3.5
			C _{pi}	1	2	2	2
		イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C _{po}	1.5	3.5	4.5	3.5
			C _{pi}	1	2	2	2
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C _{po}	3	6	6	5
			C _{pi}	1.5	2.5	2.5	2.5
31	動物油脂製造業	ア (日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	C _{po}	2	6	4	2
			C _{pi}	1	4.5	3	2
32	食用油脂加工業	ア (日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	C _{po}	2.5	3.5	2.5	2.5
			C _{pi}	1	2	1.5	1
		イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C _{po}	2.5	3.5	2.5	2.5
			C _{pi}	1	2	2	1
42	果実酒製造業		C _{po}	1.5	2.5	2.5	1.5
			C _{pi}	1	2	2	1.5
49	有機質肥料製造業	イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C _{po}	1.5	2.5	3.5	2.5
			C _{pi}	1	1.5	1.5	1.5
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		C _{po}	2	4.5	4.5	2
			C _{pi}	1	1.5	1.5	1
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	ア (日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	C _{po}	2	5.5	5	5
			C _{pi}	1	3	2.5	2
		イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C _{po}	2	5.5	5.5	5.5
			C _{pi}	1	3	3	2
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	ア (日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	C _{po}	2	6	5	2
			C _{pi}	1	4.5	4	1
		イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C _{po}	2	6	6	2
			C _{pi}	1	4.5	4.5	1
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	ア (日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	C _{po}	1.5	4	4	1.5
			C _{pi}	1	2	1.5	1
		イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C _{po}	1.5	4	4	1.5
			C _{pi}	1	2	2	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	ア (日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	C _{po}	2	4	3	2
			C _{pi}	1	2.5	2	2
		イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C _{po}	2	4	4	2
			C _{pi}	1	2.5	2.5	2
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		C _{po}	1	2	2	1.5
			C _{pi}	1	1.5	1.5	1.5

水量区分を廃止

22	砂糖精製業	C _{po}	3.5
		C _{pi}	2

水量区分を廃止

32	食用油脂加工業	C _{po}	2.5
		C _{pi}	1

水量区分を廃止

60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C _{po}	2
		C _{pi}	1

水量区分を廃止

62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C _{po}	1.5
		C _{pi}	1

水量区分を廃止

63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C _{po}	2
		C _{pi}	2

りん含有量に係る8次C値案(見直し分の抜粋)

整理番号	見直し8次C値(案)		業種その他の区分 (及びその区分)	Cp 等の 区分	第8次における C値の幅		愛知県 7次C値	愛知県 8次C値 (案)									
	白字	黒字			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾												
					下限	上限											
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cpo	1	2	1.5	1	}	水量区分を廃止	66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	Cpo	1	1	1	1
		イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cpi	1	1.5	1.5	1									
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)			Cpo	1	1.5	1.5	1									
				Cpi	1	1.5	1	1									
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。)に係るもの			Cpo	1	1.5	1.5	1									
				Cpi	1	1.5	1	1									
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cpo	2	4	2	2									
				Cpi	1	2	1.5	1									
107	無機顔料製造業			Cpo	1	2	2	1.5									
				Cpi	1	1.5	1.5	1.5									
128	界面活性剤製造業	ア	(前項に掲げるものを除く。)(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	3	2	1.5									
				Cpi	1	1.5	1	1									
131	医薬品原薬・製剤製造業			Cpo	1.5	4	2	2									
				Cpi	1	1.5	1.5	1									
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cpo	2	3	2	2									
				Cpi	1	1.5	1	1									
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	2.5	2	2									
				Cpi	1	1.5	1.5	1									
165	生コンクリート製造業			Cpo	1	2	2	1									
				Cpi	1	2	1.5	1									
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)			Cpo	1	1.5	1.5	1									
				Cpi	1	1.5	1	1									
189	めっき鋼管製造業			Cpo	1	1.5	1.5	1									
				Cpi	1	1.5	1	1									
193	鍛工品製造業			Cpo	2	3	2	2									
				Cpi	1	1.5	1.5	1									
195	鋳鉄铸件製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)			Cpo	1	1.5	1.5	1									
				Cpi	1	1.5	1	1									
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	備考(イ)	アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cpo	8	9	8	8									
				Cpi	1	6	6	2.5									
204	電子回路製造業	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cpo	1	2.5	2	2									
				Cpi	1	2	1	1									
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業)	ア	(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	3	2	2									
				Cpi	1	1.5	1	1									
208	ガス製造工場	イ	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Cpo	2	3	4.5	3									
				Cpi	1	3	3.5	3									

りん含有量に係る8次C値案(見直し分の抜粋)

整理 番号	業種その他の区分 (及びその区分)		C _p 等の 区分	第8次における C値の幅		愛知県 7次C値	愛知県 8次C値 (案)
				東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
				下限	上限		
215	リネンサプライ業	ア (日平均排水量400m ³ 以上の工場に限 る。)	C _{po}	2.5	8	5	3.5
			C _{pi}	1	4.5	4	3.5
216	洗濯業	ア (前項に掲げるものを除く。)(日平均排 水量400m ³ 以上の工場に限る。)	C _{po}	2.5	7	4	3
			C _{pi}	1	3	2.5	2.5
219	自動車整備業	ア (日平均排水量400m ³ 以上の工場に限 る。)	C _{po}	2.5	4.5	4	4
			C _{pi}	2	3	3	2
		イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限 る。)	C _{po}	2.5	4.5	4.5	4
			C _{pi}	2	3	3	3
223	し尿処理業	イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限 る。)	C _{po}	2	5	3	3
			C _{pi}	1	2.5	2	1.5
224	ごみ処理業	ア (日平均排水量400m ³ 以上の工場に限 る。)	C _{po}	1	2.5	2.5	1
			C _{pi}	1	1.5	1	1
228	と畜場	ア (日平均排水量400m ³ 以上の工場に限 る。)	C _{po}	4	9.5	4	4
			C _{pi}	2	4.5	3	2
		イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限 る。)	C _{po}	4	9.5	8	8
			C _{pi}	2	4.5	4.5	2
230	地方卸売市場	ア (日平均排水量400m ³ 以上の工場に限 る。)	C _{po}	2.5	5	4	4
			C _{pi}	1.5	4	3	1.5
		イ (日平均排水量400m ³ 未満の工場に限 る。)	C _{po}	2.5	5	5	5
			C _{pi}	1.5	4	4	1.5